在サモア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十七日から十五日までの間	午前九時から午後七時までの間
在ソロモン日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十七日から十二日までの間	午前九時から午後七時までの間
在トンガ日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十七日から十一日までの間	午前九時から午後七時までの間
在マーシャル日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前六日	午前九時三十分から午後二時までの間
在ミクロネシア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十七日から十一日までの間	午前九時から午後七時までの間
在アイルランド日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前七日	午前九時三十分から正午までの間
在エディンバラ日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前七日	午前九時三十分から正午までの間
在ドイツ日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前七日	午前九時三十分から正午までの間
在デュッセルドルフ日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前七日	午前九時三十分から正午までの間
在ハンブルク日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前七日	午前九時三十分から正午までの間
在ミュンヘン日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前七日	午前九時三十分から正午までの間
在ベラルーシ日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	午前九時三十分から正午までの間
在ドバイ日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前六日	午前九時三十分から正午までの間
在イスタンブール日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前六日	午前九時三十分から正午までの間
在アンゴラ日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前九日	午前九時三十分から正午までの間
在ギニア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	午前九時三十分から正午までの間
在コンゴ民主共和国日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	午前九時三十分から正午までの間
在セーシェル日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十七日から十三日までの間	午前九時から午後七時までの間

在ブルキナファソ日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	午前九時三十分から午後三時までの間
在モーリシャス日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	午前九時三十分から正午までの間
在モーリタニア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	午前九時三十分から正午までの間